平成２３年（フ）第５１号
岐阜県飛騨市古川町片原町６番28号
債務者　上出　優好
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第１５１５号
愛知県半田市瑞穂町１丁目６番地の５
債務者　榊原真理子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６４７号
愛知県東海市荒尾町出口26番地
債務者　佐藤ちかは
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６９９号
大阪市淀川区木川西１丁目５番16―505号、申立時の住所名古屋市天白区植田山３丁目1116番地　コーポ浅井101号
債務者　小森　　広
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６７号
三重県名張市つつじが丘北９番町129番地
債務者　並川　岳彦
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第２５７号
滋賀県守山市勝部３丁目５番２―101号、前住所滋賀県守山市播磨田町435番地２　ラフィーネ守山611号
債務者　吉田みそ乃
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６６号
滋賀県野洲市小篠原996　ハイムラポール101、住民票上の住所京都市山科区音羽前田町43番地　ヤマシナアーバンコテージ302号
債務者　谷口　吉子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８１号
滋賀県草津市芦浦町534番地２、前住所滋賀県草津市片岡町232番地３
債務者　野村　由美
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８３号
大津市滋賀里３丁目27番１―202号
債務者　廣井美登里
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９４６号
京都市伏見区深草開土町54番地３　メゾン山城206、前住所京都府綴喜郡井手町大字井手小字浜田44番地の２
債務者　田中　　尚
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９９７号
京都府八幡市男山美桜６番地３　ユニメント西村102、住民票上の住所京都府八幡市男山美桜６番地３　ユニメント西村103
債務者　羽根　捷夫
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１４号
京都市伏見区石田桜木３番地　醍醐石田団地３―508
債務者　杉浦　　豪
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２５号
京都市西京区大枝東新林町３丁目７番地　30棟202号
債務者　青山　静代
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３９号
京都府久世郡久御山町下津屋川原44番地１４棟506号
債務者　家村　知里
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３３９号
兵庫県西宮市段上町６丁目22番22―603号
債務者　牛島　憲一
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６７号
兵庫県芦屋市高浜町４番２―312号　岡田方
債務者　竹島　　茂
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３３２号
兵庫県加古川市平岡町土山1183番地の27
債務者　福田　理砂（旧姓冨森）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部